

＜様式＞

国土交通省 総合政策局 政策課 税制改正要望 意見募集担当 御中

平成24年度 税制改正要望に関する御意見の募集について

＜御意見＞

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	新規製造車両に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第15条第21項
iv)御意見の詳細	新規製造車両に対する特例措置について、VVVFインバータ制御と電力回生ブレーキの両方を備えた改造車両の固定資産税の課税標準についても、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分は、当該車両の価格の3分の2(準大手・中小は5分の3)とする特例措置の対象としていただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>民営鉄道においては、低炭素社会の実現に向け、これまでも省エネ車両の導入を国の税制上の支援もいただき積極的に進めて参りました。今後も、地球温暖化対策基本法案における低炭素社会の実現を図るという目標や東日本大震災に起因する政府の節電対策を踏まえ、電力消費の抑制のより一層進んだ省エネ車両を計画的に導入することが大変重要と考えております。</p> <p>現在、VVVFインバータ制御と電力回生ブレーキの両方を備えた鉄道車両で、新たに製造されたものについては、これまでの抵抗器による車両と比して一般的に約30%の省エネ効果があると言われており、このため最も省エネ効果が高いとの観点から、固定資産税の減免措置が講じられておりますが、その導入率(大手民鉄:電車)は高コストなどから約52%にとどまっているのが現状であります(2009年度末)。</p>

	<p>今後とも低炭素社会の実現や節電対策に寄与し、さらなる鉄道車両の省エネ化を図るためには、上記のような最も省エネ効果の高い新造車両に加えてその省エネ効果が同等と見込まれる改造車両についても計画的にその整備を進めていく必要があると考えておりますが、そのためには新造車両と同様、特例措置の対象にしていただきますようお願いいたします。</p>
vii) 効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<p>改造車両の取得に伴う固定資産税の負担が軽減されることにより、改造車両の導入が促進され、低炭素社会の実現や節電対策に寄与することができます。</p>
viii) その他参考となる事項	

＜御意見＞

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	鉄道施設の耐震補強工事により取得した資産に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税)
iii)関係法律条項	
iv)御意見の詳細	鉄道施設の耐震補強工事により取得した資産に係る固定資産税の特例措置を創設していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>民営鉄道の鉄道駅の耐震化については、これまでも首都圏直下型地震等の大規模地震の発生切迫性が指摘される中、国の防災基本計画などを踏まえ、その安全性を確保するとの観点から計画的に実施して参りました。そのような中、今般、東日本大震災が発生し、その切迫性は現実の事態となり、鉄道施設に広く被害が発生したところであります。それら鉄道施設を復旧するまでの間、運休を余儀なくされた会社もあり、鉄道は地域の経済社会を支える公共インフラであるが故に、地域社会に大きな影響を与える結果となりました。</p> <p>今般の大震災による被害を踏まえ、また、今後発生しうる大規模地震に備えて、今後とも不特定多数の旅客等が集まる鉄道駅はもとより高架橋など鉄道駅以外の鉄道施設についても、旅客等の安全性を確保するとの観点から、鉄道施設の耐震補強工事を順次進めていく必要がある一方、事業者の負担が大きいのも現状であります。</p> <p>今後とも、旅客等の安全性を確保する観点から、鉄道駅をはじめ鉄道施設の耐震補強のより一層の推進を図るためには、耐震補強工事により取得した鉄道施設について、固定資産税の特例措置を設けていただきますようお願いいたします。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	固定資産税の負担が軽減されることにより、直接輸送増に結び付かない設備投資に対するインセンティブとなり、旅客等の安全性の確保を図るための鉄道施設の耐震補強がより一層促進されます。
viii)その他参考となる事項	平成22年度税制改正で廃止

<御意見>

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	駅のバリアフリー化工事により取得した鉄道施設に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税、都市計画税、不動産取得税)
iii)関係法律条項	
iv)御意見の詳細	バリアフリー化工事により取得した鉄道施設に係る固定資産税、都市計画税、不動産取得税の特例措置を創設していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>民営鉄道においては、これまでもバリアフリー化に関する国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、鉄軌道駅における段差の解消などバリアフリー化を積極的に進めてきたところであります。この基本方針については、本年3月、移動等円滑化の目標に関し、鉄軌道駅においてはこれまでの1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上から3,000人以上に変更されるなど平成32年度末を期限とする新たな目標などが設けられたところであります。</p> <p>今後はこの新たな基本方針に基づき、地域の支援等の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件などを踏まえながら、可能な限り、段差の解消などバリアフリー化を進めていくことが求められておりますが、このようなバリアフリー化は、地域の高齢者、障害者等にやさしい鉄道駅の実現という国民の期待に十分応えるものの、地方民鉄をはじめ事業者負担が大きいのが現状であります。</p> <p>今後とも駅のバリアフリー化を進め、地域の高齢者、障害者等にやさしい鉄道駅の実現を図るため、その取得した資産について固定資産税等の税制上の特例措置を設けていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本特例措置における適用条件としては、市町村による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく移動等円滑化基本構想が作成されていない場合においても、上記の新たな基本方針を踏まえてバリアフリー化が進められた場合には、本特例措置の適用可能となるような制度としていただきますようお願いいたします。</p>

vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	固定資産税、都市計画税、不動産取得税の負担が軽減されることにより、バリアフリーに関する設備投資に対するインセンティブとなり、これにより駅のバリアフリー化が一層促進され、地域の高齢者、障害者等にやさしい鉄道駅の実現を図ることができます。
viii)その他参考となる事項	平成23年度税制改正で廃止

＜御意見＞

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	鉄道事業再構築事業を実施する路線に関する鉄道施設に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税、都市計画税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第15条第41項
iv)御意見の詳細	鉄道事業再構築事業を実施する路線に関する鉄道施設に対して課する固定資産税、都市計画税の課税標準について、新たに固定資産税等が課されることとなった年度から5年度分は、当該固定資産の価格の4分の1とする特例措置の期限を延長していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>鉄道事業再構築事業は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象に、地元市町村などの支援を受けつつ、その旅客鉄道事業に関し上下分離、重要な財産の譲渡などの事業構造の変更を行い、路線の維持を図るものであり、現在、私どもの会員会社では福井鉄道がその適用を受けております。福井鉄道の場合は、重要な財産である鉄道用地を地元の市に譲渡し、また、様々な安全関係などの必要な費用についても支援をいただく中で、再構築事業を平成30年まで実施し、鉄道の維持・再生を図っていくものであります。</p> <p>このためには、安全関係などの設備投資による資産価値の上昇に基づく固定資産税などの負担増の軽減が必要であり、経営の厳しい地方民鉄の維持・再生を図るため、本特例措置の延長をお願いいたします。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	経営の厳しい地方鉄道について、固定資産税等の負担が軽減されることにより、通勤や通学、高齢者等の通院や買い物等のための地域の足の確保に資することができます。
viii)その他参考となる事項	

＜御意見＞

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	鉄軌道用車両の動力源に供する軽油の引取税に係る非課税措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 軽油引取税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第12条の2の7
iv)御意見の詳細	鉄軌道用車両の動力源に供する軽油の引取税に係る非課税措置を創設していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>地球温暖化対策基本法案においては、公共交通機関の利用者の利便の増進等が位置づけられており、さらに、交通基本法案においても「交通に係る環境負荷の低減に必要な施策」として、「公共交通機関の利用者の利便の増進」が明記されております。</p> <p>一方、軽油引取税について、平成24年3月末において免税の特例措置がなくなり、鉄軌道用車両の動力源に供する軽油に対して引取税が課されることになれば、当協会加盟会社全体(平成22年度実績)で、約1億6千万円の税(軽油使用量 約5千キロリットル)が課されることとなります。この中には、軽油を動力源として、日夜、経営努力をして地域の足を守っている鉄道会社は何社もあります。この特例措置がなくなり、もともと旅客需要の減少により経営環境が厳しい中、動力費の上昇によりコストがさらに増加し、これが赤字化の進展、ひいては路線の廃止等にもつながりかねず、通勤・通学はもとより高齢者等の通院や買物等のための地域の足としての環境に優しい鉄道が失われるおそれがあります。</p> <p>地域の足を確保するなど環境に優しい交通体系を実現し、鉄道利用者の利便の増進を図るという上記の両法案の趣旨などを勘案し、恒久的措置として軽油引取税の非課税措置を創設していただきたくお願いいたします。</p> <p>なお、平成23年度税制改正において、新たに「地球温暖化対策のための税」が設けられましたが、鉄道事業に利用される軽油については、一定の免税・還付措置が設けられております。</p>

vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	軽油引取税の免税措置が講じられることにより、地方民鉄の経営上の負担が軽減され、通勤や通学、高齢者等の通院や買い物等のための地域の足を確保することができます。
viii)その他参考となる事項	

＜御意見＞

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	「地球温暖化対策のための税」の電気に係る免税・還付措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:地球温暖化対策のための税) ②地方税 (税目:)
iii)関係法律条項	
iv)御意見の詳細	平成23年度税制改正において新たに設けられた「地球温暖化対策のための税」に関し、鉄道事業に利用される軽油について設けられたのと同様の免税・還付措置を、鉄道事業に利用される電気についても創設していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>地球温暖化対策基本法案においては、公共交通機関の利用者の利便の増進等が位置づけられており、さらに、交通基本法案においても「交通に係る環境負荷の低減に必要な施策」として、「公共交通機関の利用者の利便の増進」が明記されております。</p> <p>しかしながら、平成23年度税制改正において、新たに「地球温暖化対策のための税」が設けられた際、鉄道事業に利用される軽油については、一定の免税・還付措置が設けられたものの、電気についてはこのような措置が講じられなかったところであります。</p> <p>鉄道に利用される電気についてのこのような取扱いについては、上記の公共交通機関の利用者の利便の増進などに相反するものと考えられ、環境に優しい交通体系を実現し、鉄道利用者の利便の増進を図るため、鉄道事業に利用される電気についても、一定の免税・還付措置を創設していただきたくお願いいたします。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	地球温暖化対策のための税に関する免税・還付措置が講じられることにより、電気を利用する鉄道会社の負担が軽減され、鉄道利用者の利便の増進に寄与するため、環境に優しい交通体系の実現が図られます。
viii)その他参考となる事項	